

各 位



令和8年5月13日

会 社 名 **株式会社 UEX**
代表者名 代表取締役社長 秀高雅紀
(東証スタンダード コード 9888)
問合せ先 執行役員経営企画部長 原 島 浩 樹
TEL (03)5460-6500

当社及び当社子会社の従業員に対する譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社子会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）従業員に対して譲渡制限付株式を付与するインセンティブ制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決定し、下記のとおり、当社グループ従業員を割当予定先として譲渡制限付株式としての自己株式処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	令和8年12月1日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 242,500株
(3) 処分価額	1株につき715円（注1） ただし、令和8年5月25日（以下、「条件決定日」といいます。）の前取引日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値（以下、「条件決定日前取引日の終値」といいます。）が上記の金額を上回る場合には条件決定日前取引日の終値とします。
(4) 処分価額の総額	173,387,500円（注2）
(5) 割当予定先	当社従業員 276名 138,000株 当社子会社従業員 209名 104,500株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

注1) 本自己株式処分のように、株式を第三者割当の方法により処分して行う資金調達においては、通常、処分決議日に、処分価額を決定いたします。しかし、今回、当社は、本自己株式処分の決議日である令和8年5月13日に、自己株式の取得を公表しております。そこで、当社は、当該公表に伴う株価への影響を織込み、また、既存株主の利益に配慮するため、令和8年5月25日に、株価変動等諸般

の事情を考慮の上で、令和8年5月12日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である715円と条件決定日前取引日の終値のうち、高い金額を処分価額として決定いたします。

注2) 処分価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり本日開催の取締役会決議日の前取引日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値に処分株式数の見込数量を乗じて算出した見込額であります。当社は、上記(注1)に記載のとおり、令和8年5月25日に処分価額を決定する予定であり、当該金額に処分株式数を乗じた金額を処分価額の総額として決定いたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社グループ従業員（以下、「割当対象者」といいます。）に対して、当社が発行又は処分する譲渡制限付株式（当社普通株式）の取得機会を提供することによって、財産形成の一助とすることに加えて、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることで、経営参画意識を高め、当社の株主の皆様との中長期的な価値共有を進めることを目的として、本制度を導入することを決議いたしました。

その上で、当社グループは、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、割当対象者485名に対し金銭債権合計173,387,500円（以下、「本金銭債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である割当対象者485名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式242,500株（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。なお、本割当株式は、引き受けを希望する割当対象者に対してのみ割り当てるものであり、当該割当対象者に対して現物出資するための本金銭債権が当社から支給されるため、本制度の導入によって当社グループ従業員の賃金が減額されることはありません。また、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との中長期的な価値共有を実現するため、譲渡制限期間を当社グループの従業員の地位を退職する日までとしております。

<株式割当契約の概要>

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

割当対象者は、本割当株式の払込期日（以下、「本払込期日」といいます。）から当社グループの従業員の地位を退職する日及び死亡により退職する日又は本払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本払込期日が当社の事業年度開始後6ヵ月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が当社グループの従業員の地位から退職した場合又は死亡により退職した場合、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

割当対象者が、本譲渡制限期間中、正当な理由（ただし、当社が定める理由による）によらず、当社グループの従業員の地位を退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の全部について、当該組織再編等効力発生日の前取引日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。

(5) 株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものいたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき譲渡制限付株式付与のために割当対象者に支給された金銭債権を現物出資財産として、割当対象者が当社に給付して行われるものであり、その処分価額は、恣意性を排除した価格とするため、令和8年5月12日（取締役会決議日の前取引日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である715円と条件決定日前取引日の終値のうち高い価額としております。このような自己株式処分の処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また、処分価額を市場株価と同額に決定する方法であるため、本方法によって決定される本自己株式処分の処分価額は、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、この処分価額の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円未満切り捨て)	乖離率
1か月（令和8年4月13日～令和8年5月12日）	717円	-0.28%
3か月（令和8年2月13日～令和8年5月12日）	776円	-7.86%
6か月（令和7年11月13日～令和8年5月12日）	781円	-8.45%

以 上